

設立趣意書

わが国は、戦後の急速な工業化・都市化の過程の中で、激甚な公害を経験し、健康を害するなどして苦しむ人々が続出、多くの尊い生命が奪われる不幸に見舞われました。その中で、企業・行政・住民の間に数多くの紛争が生じ、それぞれの立場からの苦心と努力の結果、一歩ずつ解決に向けた対策が講じられるようになってきました。

来る新しい世紀に向けて持続可能な社会の構築が求められている今、わが国の公害問題の不幸ながらもその貴重な経験や教訓は、次世代へ、世界へと受け継がれ、生かされていく必要があります。

大阪西淀川公害訴訟は、わが国で最大の原告を数える代表的な公害訴訟でしたが、1995年3月、被告9社との間に和解が成立し、西淀川地域の再生に向けて両者が努力し合うことを確認しました。この歴史的な和解を契機に、わが国が経験した激甚な公害への反省を踏まえ、広範な市民の力を結集し、公害により疲弊した地域の再生をめざすとともに、公害のない世界の範となる地域づくりを進めていきたいと考えています。

公害地域の再生は、たんに自然環境面での再生・創造・保全にとどまらず、住民の健康の回復・増進・経済優先型の開発によって損なわれたコミュニティ機能の回復・育成、行政・企業・住民の信頼・協働関係（パートナーシップ）の再構築などによって実現されるものと考えられます。そのために、環境基本計画が提唱する「参加」の理念に立ち、市民の立場から、地方公共団体や企業、その他すべての社会的主体の協力を得て取り組む必要があります。

また、アジアをはじめ世界各地で公害問題が深刻になっている中、わが国の公害経験とその教訓について情報発信していくことは、重要な意義があると考えられます。とりわけそれは、技術的な側面にとどまらず、各種の対策を実現していく上での住民・被害者はもとより、産業界を含めた様々な社会的主体における苦心と努力といった実践的な内容が重要です。世界各地の公害の防止に役立てるため、わが国の公害経験に関する情報を提供するとともに、公害地域の再生に向けた国際的な市民ネットワークの形成をめざします。

以上のことから、地球市民の立場に立ち、わが国の公害経験を全国各地の地域づくりや草の根国際協力に役立てるための調査研究と交流、環境学習等の事業を行うために、ここに「財団法人公害地域再生センター」を設立します。